

平成 28 年 12 月 22 日
国立大学法人山口大学

学位授与の取り消し及び学位記の返還について（概要）

本学で学位授与した盧 益煥氏（元山口大学大学院東アジア研究科東アジア専攻（博士課程）（平成 26 年 3 月 17 日修了）の学位論文「戦前期日本陸軍の国民動員に関する研究」（東アジア博甲第 77 号・博士（学術）に下記のとおり不正行為（盗用）があることが判明し、学位授与の取り消しを決定し、学位記の返還を命じた。

1. 発覚の経緯

平成 28 年 1 月、学外の研究者から、山口大学学術機関リポジトリにて公開している盧益煥氏の学位論文「戦前期日本陸軍の国民動員に関する研究」について、自身の著書からの盗用である旨の申立があった。

本学では、この申立内容から研究活動における不正行為(盗用)の可能性があると判断し、本学研究規範委員会による調査を開始した。また、調査の過程において、申立人以外の学外研究者の著書からの盗用の可能性も発覚したことから、調査範囲を拡げて調査を実施した。

委員会においては、調査の結果、この 2 名の学外研究者の著書からの盗用と認定した。

2. 不正の内容

盧氏の執筆した学位論文「戦前期日本陸軍の国民動員に関する研究」（序章、第一章、第二章、第三章、第四章、第五章、結章）のうち、結章を除くすべての章において盗用が行われた。特に第二章及び第五章においてはほぼ全面的な転記等による盗用であると認められた。

3. 学位授与の取り消し及び学位記の返還

研究規範委員会の調査結果に基づき、東アジア研究科教授会において学位授与の取り消しについて審議し、山口大学学位規則第 16 条第 1 項（不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき）に該当するとの結論に至った。

本学では、研究科の意見を踏まえ、平成 28 年 10 月 27 日、「学位授与の取り消し及び学位記の返還」を決定した。

4. 再発防止に向けての取組み

大学院教育の充実に力を注いできた本学にとって、今回の問題は、自らの教育指導や学位審査の在り方に対し、厳しく反省を迫られるものである。重大な不正行為の存在が判明したことにより、博士の学位授与の取り消しを行うという、前例のない事態が生じたことを重く受け止め、博士人材育成にとって重要な役割・責任を果たすべき認識を再確認し、再発防止策として以下の取組を強化・実施する。

- (1) 研究倫理に対する意識向上の醸成
- (2) 論文審査体制の一層の厳格化
- (3) 外部審査委員制度の導入